

甲州市空き家情報バンク登録促進事業補助金交付要綱

平成28年10月18日

告示第144号

改正 令和2年4月1日 告示第66号

令和5年3月31日 告示第50号

令和7年3月31日 告示第71号

(趣旨)

第1条 この要綱は、甲州市まち・ひと・しごと総合戦略において掲げる基本目標「甲州市への人の流れをつくり、地域経済を創出」に位置付ける空き家利用の促進施策として、甲州市空き家情報バンク制度要綱（平成18年甲州市告示第91号。以下「制度要綱」という。）に定める甲州市空き家情報バンク制度の活用を促進するため、登録物件において清掃等を行った所有者等に対して、予算の範囲内で甲州市空き家情報バンク登録促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、甲州市補助金等交付規則（平成17年甲州市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、制度要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録物件 制度要綱第4条第2項の規定により登録された空き家をいう。
- (2) 清掃等 登録物件内で残置された状態の家具、電化製品、食器その他の家財道具の処分及び当該登録物件内の清掃並びに当該登録物件の敷地内での除草並びに新たに居住していく上で支障となる物の撤去及び処分することをいう。
- (3) 解体等 登録物件の全部又は一部を解体及び除却することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる登録物件（以下「補助対象物件」という。）の所有者等である者
- (2) 市税を滞納していない者

(補助対象事業)

第3条の2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 清掃等事業
- (2) 解体等事業

2 補助対象事業は、補助対象物件ごとに清掃等事業及び解体等事業それぞれ1回ずつを限度とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。(1) 清掃等事業
次に掲げる費用（消費税及び地方消費税を含む。）の合計額とし、その額が5万円以上となるもの

ア 甲州市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成17年甲州市条例第157号）第33条の規定による許可（以下この号において「許可」という。）を受けた者による清掃等に係る費用（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物の処理に要する料金を含む。）

イ 廃棄物の処理に至る前の段階で提供される廃棄物の整理及び除草等の作業において許可を受けていない業者が行う役務に係る費用

(2) 解体等事業 解体等を要件に当該補助対象物件の売買が成立した場合において、建設業許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可をいう。）又は解体工事業登録（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条の規定による登録をいう。）を有する市内解体工事業者等に請け負わせて実施する補助対象物件の解体等工事に係る費用（消費税及び地方消費税を含む。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を上限額とする。

- (1) 清掃等事業 20万円

(2) 解体等事業 100万円

2 前項の規定にかかわらず、清掃等事業に係る補助金の交付を受けた補助対象物件に対する解体等事業に係る補助金の額は、当該解体等事業に係る補助金の額から当該清掃等事業に係る補助金の額を減じた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第2条の規定による申請は、甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 補助対象事業に係る費用の見積書の写し

(2) 補助対象事業を要する部分の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 規則第4条の規定による通知は、甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(計画の変更等)

第8条 規則第5条の規定による届は、甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付変更届出書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 補助対象事業に係る費用の見積書の写し

(2) その他変更内容が確認できる書類

(補助事業の中止)

第9条 補助事業者が、補助対象事業を中止する場合は、速やかに甲州市空き家バンク登録促進事業補助金計画中止届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第6条の規定による報告は、事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金交付申請年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、行うものとする。

(1) 補助対象事業に係る費用の領収書の写し

(2) 補助対象事業を実施した部分の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 規則第7条の規定による通知は、甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、行うものとする。

（補助金の取消し）

第12条 規則第8条に定めるもののほか、市長は、補助事業者が次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又はその額を減額し、若しくは事業内容の改善を命ずることができる。

（1） 当該登録物件の購入者又は借受者が所有者等の三親等以内の親族であるとき。

（2） 制度要綱第6条第3号の規定により登録を抹消したとき。

（報告及び調査）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助対象事業に係る報告を求め、又は関係職員を派遣して関係書類を調査させることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

（要綱の失効及び経過措置）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金に関する規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（令和2年4月1日甲州市告示第66号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日甲州市告示第50号）

この告示は、令和5年3月31日から施行する。

附 則（令和7年3月31日甲州市告示第71号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の甲州市空き家情報バンク登録促進事業補助金交付要綱

の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金は、なお従前の例による。